

平成29年度 法務省 行政事業レビュー公開プロセス

第1 日 時 平成29年6月23日（金） 自 午前10時00分
至 午前11時55分

第2 場 所 法務省大会議室（地下1階）

第3 議 事 （次のとおり）

議 事

官房長 時間がまいりましたので、これより法務省行政事業レビュー公開プロセスを開催させていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます法務省大臣官房長の辻でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、開催に当たりまして、井野大臣政務官から御挨拶をいただきたいと思ひます。
大臣政務官 皆さん、おはようございます。外部有識者の皆様方におかれましては、御多忙の中、法務省の行政事業レビュー公開プロセスに御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日举行します公開プロセスでは、外部有識者の皆様方に当省の事業の点検をしていただくこととしておりますが、無駄の削減のみならず、同じ予算でより効果的な、より多くの成果を引き出す工夫はないかといった、事業の効果をより高めるための見直しなども行う、大変重要な機会であると考えております。今回、公開プロセスの対象として取り上げる二つの事業につきましては、それぞれの事業の在り方や予算の執行に関し、皆様方から率直な御意見、御提言をいただき、今後の予算要求に向けての検討に活用していく所存でございます。

本日は、活発な御議論をどうぞよろしくお願ひいたします。

官房長 ありがとうございます。

本日は、山本行政改革担当大臣に御出席もいただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次に、本日御審議いただける外部有識者の委員の方々を御紹介申し上げます。

まず、公認会計士の井上東委員でいらっしゃいます。

井上委員 井上です。よろしくお願ひします。

官房長 次に、産業技術大学院大学教授の瀬戸洋一委員でいらっしゃいます。

瀬戸委員 おはようございます。よろしくお願ひします。

官房長 株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部法務シニアオフィサーの中村美華委員でいらっしゃいます。

中村委員 中村でございます。よろしくお願ひいたします。

官房長 東京大学社会科学研究所教授の松村敏弘委員でいらっしゃいます。

松村委員 松村です。よろしくお願ひいたします。

官房長 一般財団法人芸能文化会計財団理事長の山田真哉委員でいらっしゃいます。

山田委員 山田です。よろしくお願ひします。

官房長 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社シニアアドバイザーのロバート・フェルドマン委員でいらっしゃいます。

フェルドマン委員 フェルドマンです。よろしくお願ひします。

官房長 なお、本日の取りまとめ役につきましては、瀬戸委員にお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次に、審議に入る前に、審議の流れについて簡単に御説明いたします。

最初に、事業の概要等について、担当部局から説明があります。

次に、会計課長から、論点等について御説明申し上げます。

その後、約40分程度御審議いただきながら、各委員の皆様にはコメントシートに御記入いただき、その集計結果に基づき、瀬戸委員から評価結果（案）及び取りまとめコメント（案）を各委員にお示しいただきます。

最後に、評価結果（案）及び取りまとめコメント（案）に基づき、委員の皆様で議論していただいた上で、瀬戸委員において必要な修正を加え、最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表していただくということにしたいと存じます。

議事の進行についての御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議題1の「検察総合情報管理システムの運営」について審議いたします。

刑事局から5分程度で説明をお願いいたします。

説明者（刑事局） おはようございます。刑事局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、対象事業であります「検察総合情報管理システムの運営」について御説明をいたします。資料4ページのレビューシート、事業概要の欄を御覧ください。

検察庁においては、犯罪の捜査や起訴・不起訴の決定、公判の維持遂行、裁判の執行の監督などを行っておりまして、また、事件の受理から刑の執行に至るまでに関連して生じる様々な事務、これを検務事務と呼んでおりますが、これも行っております。

こうした業務に関する情報や検察庁間における情報を総合的・一元的に管理・共有するため、全国の検察庁に検察総合情報管理システムを整備し、運用しております。これを、この後、検察システムと呼んで御説明をいたします。

このシステムの構成を御説明いたします。11ページ、資料2を御覧ください。

こちらは、検察システムの構成概要図となっております。図の左上に記載いたしましたとおり、情報管理センターが東京に設置され、こちらで情報が一元管理されております。また、そのバックアップセンターは大阪に設置しております。これらのセンターに整備されている検察システムのサーバは、法務省ネットワークの回線を利用して、最高検察庁以下各検察庁に接続されておりまして、全国に約1万2,000人いる検察庁職員が各自のクライアント端末から右端に記載いたしました各事務処理を行うことができるようにしております。

続いて、検察システムにかかる経費の主な内容について御説明をいたします。1枚おめくりいただきまして、資料3を御覧ください。

こちらには、平成28年度に要した経費の内訳を記載しております。主要な経費のうち、上から二つ目の丸に記載いたしました運用管理・保守経費は、運用管理支援経費とアプリケーション保守経費に分かれておりまして、合計4億2,300万円を支出しております。

これらの業務の内容については、隣のページ、13ページの資料4を御覧ください。

まず、運用管理支援は、システム全体のハードウェア、ソフトウェア、ネットワークなどを対象といたしまして、機器のチェック、システム監視、障害発生時の原因切り分けなどを行う作業でございまして、この検察システムの運用管理を行っているのは、最高検察庁の担当部署でございますが、こちらに対する技術的支援を行うものです。

次に、アプリケーション保守業務ですが、こちらは、検察庁固有の業務内容に合わせて専用開発されている検察システム内の業務アプリケーションソフトを対象といたしまして、運用維持管理等の保守業務を行うものでございます。この中には、刑事関係法令の改正に伴う

プログラムの改修も含まれております。

最後に、本システムにつきましては、前回の平成26年度の公開プロセスでも御意見を頂戴しておりますので、そのときの評価とその後の対応状況についても御説明をいたします。

14ページの資料5を御覧ください。

平成26年度の公開プロセスにおきましては、アプリケーション保守について、コスト削減に向けて引き続き複数者応札となる工夫を行っていくべきである、また、ハードウェアの仮想化やメンテナンスしやすい新規システムの構築等の費用削減方策を検討すべきであるという御指摘を受け、「一部改善」との評価をいただきました。この評価を受けまして、当局では、運用経費削減に向けて改善策を講じております。

まず、資料上に記載した運用管理支援契約につきましては、新規参入を促すため、調達手続を見直しまして、それまで4年間であった契約期間を5年間に延伸いたしました。しかしながら、結果として1者応札となっております。問題は解消されておられません。なお、契約額につきましては、平成26年度から見て増額となっておりますが、これは、平成26年度までの運用管理支援業者が予定価格を大幅に下回る低価格で落札したことなどによるものでございますが、やはりコスト削減のためには競争原理が働く必要があると考えておまして、新規参入を促すさらなる取組が必要であると認識しております。

次に、資料下の業務アプリケーション保守契約についてですが、こちらは、平成27年度以降、調達手続仕様の見直しを行いまして、改修プログラムの適用回数を減らすなどしたことにより、平成26年度に比べて年間6,000万円以上の経費を削減することができました。また、1者応札となっている原因については、プログラムが複雑で膨大であることや、検察固有のアプリケーションであるため、これを扱うには刑事手続を含めて検察事務に関する知識が必要となることにあるのではないかと考えまして、一定の準備期間を設けることといたしました。具体的には、平成29年度と30年度の複数年度にわたる予算措置を講じた上で、保守業務の開始前である平成28年度中に業者の準備期間を設ける調達方法を活用いたしました。この方法自体については、応札を検討した業者から評価する声をいただきましたが、やはり1者応札が続いている状況であり、更なる対策が必要であると認識しております。

なお、この資料には記載しておりませんが、検察システム全体の運用経費削減に向けた取組について補足いたします。

平成28年度から本年度にかけて、ハードウェアの仮想化を伴う機器の統合を行いまして、サーバ機器を大幅に削減することとしたことにより、予定されていた機器の更新を行わずに、リース契約を延長してリース料を削減し、今後は機器等の維持に係る経費についても大幅な削減が見込まれております。

以上、御説明したような状況を踏まえ、今後な新たな検討、取組といたしましては、論点等整理シートにも記載いたしましたとおり、引き続き1者応札の解消に向けた仕様等の見直しはもちろん、根本的な解決策として、システムの再構築を含めたプログラム設計の見直しを行うほか、適切な成果目標、成果指標を設定する必要があると考えております。

私からの説明は以上でございます。

官房長 次に、本案件の論点等につきましては、会計課長から説明申し上げます。

会計課長 それでは、論点について、私から御説明させていただきます。資料の15ページの

論点等整理シートを御覧いただきたいと思います。

検察総合情報管理システムは、ただ今、刑事局から説明もありましたが、事件受理から捜査・公判、刑の執行に至る一連の刑事手続における検察庁の各業務を遂行するため、検察庁固有の業務要件に基づき設計・構築され、検察庁業務の情報を総合的・一元的に管理するシステムであり、システム的设计開始から14年、運用開始から10年が経過しております。平成26年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいても、システムの再構築の必要性について指摘され、今後のシステムの再構築を検討しているところですが、論点としては二つあると考えております。

まず一つ目は、システム再構築を実施するための手段と検討範囲についてであります。システムの再構築を行うに当たっては、複雑なプログラム設計を見直し、システムの再構築後の法制度の変化に伴う改修においても、新規業者が対応可能なシンプルなプログラム設計となる方法を採用することにより、システムの円滑な運用及び運用保守経費のスリム化を図るほか、新規業者の参入を促し、より競争性の高い調達手続を行うことができるのではないかと考えております。そこで、複雑なプログラム設計とならないようにするため、どのような方法を採用すべきか、将来の新規業者の参入を見越したシステム構築の在り方、システムの再構築及び将来の円滑な運用等を見据えて、今何をしておくべきか、開発業者が決まった後の連携、情報共有の方法といった点が議論になるのではないかと考えております。

論点の二つ目は、適切な成果目標の設定についてです。従前、定量的な成果目標として、検察総合情報管理システムの安定的な稼働を設定し、成果指標を稼働率としていたところ、昨年度から障害対応における暫定対応完了までの所要時間を3時間以内とすることを成果目標とし、成果指標を達成率としたところですが、これは、稼働率と実質変わらないのではないかと問題があり、見直しを図ることを検討しております。事件発生という他律的な要因に左右され、必ずしも生産性の向上のみを目的とするものではない業務に用いられる情報システムとして、どのような成果目標、成果指標を設定することが適切であるかといった点が議論になるのではないかと考えられるところでございます。

論点の説明は以上でございます。

官房長 それでは、本件についての御審議をお願いいたします。

説明者は、委員からの御質問に対して、簡潔明瞭なお答えをお願いしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

井上委員 説明の方、ありがとうございました。

今日のレビューの論点の中の成果目標の設定というあたりは、やはりかなり難しいと私も考えています。多分、今ある中で、いろいろな数字を使ってそれなりの成果目標を設定しようという努力は私も感じられます。

もう一回、この成果目標の考え方を、私なりに整理してみますと、まず、正確性と合規性というのがあります。要は、ルールにのっとっていることと、正確性。このあたりは、当然法務省さんのやられていることなんで問題ないと思います。あと、残るは3Eですね。3Eは、経済性、効率性、有効性なんですけれども、経済性はコスト全般の削減と、効率性はコスト分の成果ですね、成果を出すのにどの程度のコストが掛かるか、これは、単位当たりで表わせると言うんですけれども。最後に、有効性。これは効果です。このあたりを見てみると、単位当たりのコストというのは、このシステムに関しての数字というのは、このレビュー

一シートが一番下にも表現されているんですけども、考え方として多分抜けているのは、できるかどうか分からないんですけども、1件当たりの時間、処理時間だと思います。そういったものが、もし出れば、この効率性若しくは全体的な経済性、この3Eのあたりが大きく顕在化するのではないかというふうに思います。

ただ、一方で、今働き方改革もやっていますが、霞が関全体、これ、法務省さんだけの話ではなくて、霞が関全体の中で、人件費というのをどういうふうに考えているかというところが、やはり民間に比べると、そのあたりがやや弱いというところがあると思いますので、その時間の管理も含めて、そういったところを、今はないのかもしれないけれども、そういった方向性が可能かどうか、将来の話としてお聞きしたいと思って、御質問させていただきます。よろしくをお願いします。

説明者（刑事局） 御質問ありがとうございます。

今の御指摘につきましては、1件当たりの処理時間というものを出すことができればというふうな御指摘だと理解いたしました。

現時点におきましては、1件当たりの時間という指標は設定しておりませんで、各事務においてどれくらいの、一つの業務で一つの事務を入力するのに掛かるかというのは、計算はしていないところであります。これは、システム上、今後システムの再構築を図る際に、そういった指標を参考にすることができるのか、そういったことを指標化することができるのかという点から検討いたしたいと思います。

ありがとうございます。

官房長 瀬戸委員、お願いいたします。

瀬戸委員 私は、12ページ、13ページ、14ページ、経費について質問があります。

1点目は、運用管理支援の費用が、平成26年から27年にかけて増えているのは、先ほどこちょっと聞き逃したかもしれないが、クラウド化とか仮想化とか、そういうキーワードのために増えたのでしょうか。

説明者（刑事局） お答えさせていただきます。

こちらは、グループウェアの機器を25年度に更新しておりまして、主にそちらの管理の台数が増えた等で増えたというふうに。

瀬戸委員 2点目は、アプリケーション保守経費についてですが、一般的に、機器の方は故障、つまりトラブルが起こって、維持コストってかなり掛かるんですが、プログラム系は、初期故障が取れると、ほとんどメンテナンスは、セキュリティーとかそういうところのメンテナンス以外は掛からなくなるんですが、今回の費用を見てもみますと、2億円がずっと掛かっているんですね。その内容は、業務アプリケーションの運用維持、それから維持・管理、障害・改修対応と書いてあるんですが、どういう比率なんですか。2億のうちの、この比率を教えてくださいたいんですが。

13ページの業務アプリケーション保守の主な作業内容って書いている、3点書いてありますけれども、2億円掛かっているうちの、この配分ですね。

説明者（刑事局） すみません、こちらは確認しておりません。

瀬戸委員 多分、今までのいきさつで想定すると、運用維持、プログラム改修ですよ、法律の改正に伴うプログラムの改修が掛かっているというような認識でいますけれども、その認識で間違いはないでしょうか。

説明者（刑事局） はい。改修で掛かっているということで、間違いありません。

瀬戸委員 月に2,000万掛かっているわけですね、2,000万のプログラムって、大変なプログラムですね。だから、新規のプログラムを開発しているのと同じような印象を受けます。その認識で間違いはないのでしょうか。月に2,000万のプログラム改修というのは、かなりのものだと思います。10人ぐらいが掛かってプログラム改修しているというイメージなんですね。

説明者（刑事局） お答えいたします。

近時法改正も多いということ、それから現場からの改善の依頼もありまして、それに対する対応というのをごさいます、改修を常に行っているような状況でございます。それで、金額が高止まりしているという面は、否定できないと考えております。

瀬戸委員 それについて、最後の質問ですが、システムは10年使っているんですよ。10年経つと、ITの事情も随分違いますし、業務自体、検務業務自体も随分違うと思います。音声を使ったり、画像を使ったり、テキストを使ったり、あるいはセキュリティーの事情も随分、ここ10年で違ってきますよね。現状のシステムというのは持ちこたえられるんですか。

説明者（刑事局） もともとこの業務アプリケーションにつきましては、検察の業務フローに従ってまして、その検察の業務フローは事務規程という訓令に定められておりますので、それに従っているというところが大きいというふうに考えております。その事務規程に従っているものでありますので、その事務規程が大きく改正されない限り、そのフローは維持されるということになります。

しかしながら、今御指摘いただいたように、セキュリティーの面、あるいはその業務フローをシステムにどのように反映させるかという点について、改善が必要かというふうに考えております。それで、新システムの構築を含めたシステムの再構築を検討したいというふうに考えてございます。

瀬戸委員 ありがとうございます。

官房長 フェルドマン委員、よろしく願いいたします。

フェルドマン委員 幾つか確認したいところがありますけれども、一つは、今のシステムはテキスト入力以外できないということ、もう一つは、携帯性は余り高くない、すなわちスマートフォンとかiPadとか、そういうものから入力できないこと、この認識が正しいかどうか。3番目は、AIとか、そういう処理システムは付いていないこと、すなわち人間が情報を出して、人間が見て、人間が判断する、そういう処理システム、この3点について、私の理解は正しいでしょうか。

説明者（刑事局） お答えいたします。

まず、1点目のテキスト入力につきましては、そのとおりでございます。テキスト入力のみが行われております。

2点目のスマートフォン、あるいはiPadを使って接続することができるかという点につきましても、御指摘のとおり、それは接続できない、クライアントパソコンのみからの接続となっております。

3点目につきましても、御指摘いただきましたとおり、人間が入力するという形になっております。

フェルドマン委員 ありがとうございます。

だとすれば、このシステムはかなり時代遅れということになりますし、やらないといけない仕事ができるような状態になっていないのではないかなということ。この三つを背景にして再構築が必要ではないかと思えます。特にオリンピックに向かっているわけですが、やはり新しい技術ができると、一番早くその新しい技術を使うのは大体犯人ですね。なので、やはり早く、これをやらないといけないということにしないと、やはりオリンピックは危ないんじゃないかということ、ちょっと心配します。

もう一つは、再構築するときに、使い勝手に関して幾つか質問がありましたけれども、現場の方の声をどこまで聞いて再構築するかということは、相当大きなポイントではないかと思えます。これに関しては、多分応札者が多くなるのではないかなと思えますね。応札者が少ないということは、基本的にはシステムが古過ぎるということではないかと思えますので、この現場の声を聞いて再構築をしましょうということも、非常に大事なポイントではないかと思えます。

基本的に、技術革新によって資本装備率を上げて効率が上がるという経済プロセスが背景にあると思えます。やはり今のシステムは、細かく効率的かどうかという、余りにも狭い。そもそもやろうとしていることは何なのかということ、再構築の必要性があるのではないかなと思えます。だから、お金を効率的に使うのは当然ですが、もうちょっと、メンテナンスではなくて再構築の方に回したほうがいいのではないかなというのが、私の考え方です。

説明者（刑事局） 御指摘ありがとうございます。

御指摘いただきました新技術の導入につきましては、一方でシステムのシンプルな作りというものを目標としておりますので、それとの両立性をどういうふうに図るかという点から検討したいと思えます。

また、現場の声ですが、現在も最高検の担当部署におきまして、こういった使い方がいいのではないか、あるいはこういった改修ができないかという要望の吸い上げをしているところです。今後システムの再構築の際にも、その声を生かして検討したいと考えております。

フェルドマン委員 シンプルは、むしろ新しい技術があるからこそシンプルにできるということがポイントではないかなと思えますね。だから、セッションが古いからシンプルではない、これがポイントで、やはり新しいタブレット用のソフトとか、そういうものを導入して、初めてシンプルになる、この点も強調したいと思えます。

官房長 中村委員、よろしくお願いします。

中村委員 これまでの御説明の中で、利用者の声を聞いて修正をしているという話が少しあったんですけど、私どもの企業等でも、いろいろな、こういうふうにした、ああいうふうにしたという声は常々出てくるんですが、それをどんどん取り入れていくと、結果としてシステムが複雑化したり、建物でいうと、次々に改修を重ねていった建物みたいな形で、結果的には使い勝手が悪かったり、いろいろな変化に耐えられないというようなことも出てくるという経験がございますが、声を吸い上げるに当たって、それを採用するかどうかの視点は、どのようにお持ちでいらっしゃるのでしょうか。

説明者（刑事局） どうもありがとうございます。

利用者の声を取り入れ過ぎると、建物と同じことで、改修を重ねると使い勝手が悪いとい

うことで、今のシステムがまさしくそんな感じになっているのかなと思います。

こちらにつきましては、コンサルの活用も含めまして、利用者のこれまでの声をどのように生かしていくかということは、これから検討してまいりたいと考えております。

官房長 松村委員，よろしくお願ひします。

松村委員 まず，運用管理支援契約の金額が大きくなっているように見える。これに関して，二つ説明していただいたと理解しています。一つは，前回のものがとても低かったというか，そもそも応札の金額がコスト割れではないかと思われるほど低い金額を出してきた結果。ある意味で，前回は異常に安く調達できたと認識しているというのが一つ。もう一つは，管理台数が増えたと説明を受けた。その理解で，正しいでしょうか。

説明者（刑事局） 他の点といたしましては，あと，グループウェアのリプレースが見込まれたことがございます。また，期間契約内に機器の統合というものを考えておりましたので，その点もあり，高くなったという経緯がございます。

松村委員 それぞれの要因というのがどれぐらいなのか分析は可能なのでしょうか。通常であれば，そんなことは難しいのは直ちに分かるのですけれども，額が余りにも違うので，これでは何か見ている人がとても不思議に思うのではないかと思ったので，質問したのですが。

説明者（刑事局） 5年間で8億1,000万円という国庫債務負担行為でやっておりますが，全ての年が平準化しているわけではなく，それらの機器の統合でありますとか，グループウェアのリプレースに伴いまして，イベントのあるときには高く，ないときには安くといった形には，一応なっております。

松村委員 ちょっとしつこくて申し訳ないのですが，イベントが少なく，最も低いところの額でも，前の調達よりもかなり高いわけですね。

説明者（刑事局） そこは，御指摘のとおりです。

松村委員 やはり，その類いの説明で，外から見ている人が納得できるほどの差ではないので，やはり要因をもう少し分析した上で次回に臨まないと，次も高止まりしてしまうのではないかと恐れています。

次に，アプリケーション保守契約ですが，この金額，上のもそうなんですが，相当に大きな金額で，しかも，これが元々の機器のコストと比べても，相当に高額に見えるというのが，常にこのレビューに選ばれている理由だと思うのです。つまり，全体の管理がうまくいっていないのではないか。後からのコストが余りにも掛かり過ぎていないか。その点で，実際に改革の方向が示されていて，そのとおりにうまくいなら有り難いのですが，しかし，次やって，また失敗したということだと困るので，今からちゃんと考えておかなければいけない。

まず，先ほどの理由の一つとして，法令などが改正されたときに，すぐ対応しなければいけないというようなもの，そういう特殊事情があるのはよく分かりました。それから，もう一つの説明として，ニーズ，現場からの要望があつて，それに対応しているというのですが，これはちょっと考えていただきたい。現場の要望を聞くのはとても重要なことだと思います。でも，最初に設計する段階で，現場のニーズを十分に取り入れて，その結果として，より使いやすいものを作るというのは，正当なことだと思いますが，一旦仕様が確定し，業者選定も終わっちゃった後で，その後の改修という段階でニーズをどんどん取り入れていくということをするると，コスト高になる。

これは，何も官庁だけではなくて，民間でも同じようなことが起こっていると思っていま

す。後から仕様変更が次々と言われて、それで現場も疲弊してしまう。そのためにものすごくコスト高になる。そもそも最初に受注する段階で、そういう無体なことがあるということはある程度織り込んだ上で、高値で対応せざるを得ないとかという悪循環になりかねない。ここは、現場の対応というのは、どのタイミングで入れるべきかということもきちんと考えるべきかと思います。

更に言うと、もしこれだけ業務アプリケーションの保守コストが掛かっているということだとすると、むしろ本体の方の更新の頻度はもっと頻繁になったとしても、そのときにすべて集約してやって、現場の方に大変申し訳ないのですが、その間は、ある程度我慢していただいて、しかし、あまりにも長く使うということだと持たないので、そこを頻繁に変えて、その結果として、全体のコストは抑えられないかという検討も含めて、次の更新のときには考えるべきではないか。

それから、成果目標のところ、成果指標のところです。難しいというのはとても分かりました。出てきた3時間というのが適正なのかどうかについて、もし御意見があればお聞かせください。

以上です。

説明者（刑事局） 御指摘等ありがとうございます。

まず、アプリケーション保守の費用につきまして、高額であるということについては、こちらでも重々認識をしております。現場の声の反映につきましては、現システムも当初の段階で意見の吸い上げはしておりますが、その後の法令改正、あるいは規程の改正等により、反映させるべきところをもっとここまでして欲しい、そういった話もあってということがございます。他方、そのアプリケーション保守の適用回数を減らすなどして、アプリケーション保守の費用を減らしているという自助努力もしているところです。ただ、今後のシステムの再構築に当たりましては、今の御指摘を踏まえまして検討いたしたいと考えております。

目標の点の3時間という点なのですが、こちら、サービスレベルアグリーメント、業者との間で結んでいるサービスレベルの契約が基準となって作成しているものです。この点について更に改善できるかどうかというのは、検討の余地があると考えております。

松村委員 なぜ3時間なのかというのと、ここを短くすればコストがすごくかさむし、今度長くしてしまうと、いろいろ支障が出てくるということで、適切なのところを選んでいるのですよね。こう適切に考えて3時間にしたというのはあるのでしょうか。

説明者（刑事局） 正におっしゃるとおりでございます。残り長くすると、この安定的な稼働が必要とされる検察システムが止まってしまうという危険が生じます。一方で、これを短くする、例えば何十分とかいう話にしてしまうと、そのサービスレベルアグリーメントを結べるような業者がない、あるいはリスクが高過ぎるということで、応札者がより少なくなるという懸念があり、3時間というところを設定しているところでございます。

官房長 山田委員、お願いします。

山田委員 これまでの話を伺っていますと、今どうなのかという論点と、これからどうするのかという、大きく二つの論点があると思うんですね。今どうなのかというお話は、資料もいっぱいいただいているので、御説明もいっぱいありましたので、大分分かりました。ありがとうございます。ただ、これからどうするのかという論点について、多分これが度々出てきているシステムの再構築ということだと思うんですけども、システムの再構築って何度か

おっしゃっていただいているんですが、それに関する資料が一枚もないので、これ、余り議論のしようがないといえますか、すごくふわっとしている状態なんですね。

このシステムの再構築って、一体いつごろから考え始めていて、今、省内ではどの程度まで進んでいる段階なんですか。

説明者（刑事局） お答え申し上げます。

まず、今年度なのですが、今年度は最高検察庁の担当部局におきまして、そこを中心にして、現行システムの調査あるいは分析、業務フローの整理や新システムの要求事項の分析というのをまだ行っている段階でございまして、中身についてはまだまだこれからというところでございます。

そして、今後なんですけれども、本公開プロセスの結果にもよりますが、これから平成36年度ごろの運用開始を目指す方針で計画を立てたいというふうに考えている次第でございます。

山田委員 やはり時間かかるものなんですね、平成36年。

官房長 井上委員、よろしく申し上げます。

井上委員 システムのコストの話なんですけれども、今いろいろな御意見が出ている中で、やはり一番疑念を持たれてしまうのは、やはり1者入札だと思うんですね。1者入札の理由が、余りにも安くて他が参入しないのか、それとも、その他の参入障壁、とてもではないけれども難し過ぎてできないのか、その理由はなかなか業者さんごとに違うと思うんですけれども。極力この1者入札をとにかくなくすというところに注力していただくのがいいのかなと思います。それが、もしかするともうちょっと、上の方の、運用管理の方は5年ですけれども、下の方のアプリケーションは2年。でも、本当に2年で業者さんはそれでいいのかというあたり、あと、その他、いろいろな説明会等で資料入手されていても参加しないというのは、やはりそれなりの理由があると思うんですよ。だから、その理由をとにかく、小まめに丁寧につぶして行って、次回は、多分今年ですよ。来年、平成30年度にゼロ国債の適用ということで、今年入札が行われると思うので、今年の入札に関しては、とにかくこのアプリケーションの1者入札は極力排除してもらおう努力をしていただきたいと思います。

それが、やはりまた1者入札になってしまうと、今回と同じように高過ぎるのではないとか、いろいろな目に見えない参入障壁があるのではないとか、ずっとこの議論は続いてしまうので、そのあたりが私は一つの突破口だと思いますので、ぜひ最大限そこに努力を傾注していただきたいなと思います。これは、意見でございます。

官房長 瀬戸委員、よろしく申し上げます。

瀬戸委員 この案件については、私、何回かレビューで対応させていただいていますが、調達の部分と、あと予算の内訳の部分に、何回聞いても納得できないのですよね。やはり井上委員がおっしゃったように、応札のところが不透明、要因が不透明ですし、あとメンテナンスの内訳も納得できないのです。

有識者の意見として、再構築して新しい技術に対応し、検務事務がより効率化できるように、あるいは調達とメンテナンスがより透明化できるようにするために、再構築はいいのではないかという意見がありますけれども、再構築する場合も、やはり検務事務の効率化ということと、あと調達と予算の内容の透明化ということが必須ですので、再構築できました、で、またメンテナンスを見るとよく分からないようなメンテナンスコストになっているとか、

調達がまた1者入札になっているとかということがないようにお願いしたいというふうに思います。

説明者（刑事局） ありがとうございます。

御指摘いただいた点につきましては、おっしゃるとおりかと考えておりますので、その点を踏まえて検討したいと思っています。

なお、1者応札となっている原因につきましては、その原因を解明するために、資料を入手したものの応札しなかった業者へのヒアリングを行いました、昨年度のことです。その中で、なぜ結局応札しなかったのかという点につきましては、業者の方から、やはり檢察業務の内容の理解が前提となるんですけども、その理解がまず難しいということ、その理解を深めるための時間とコストを考えると、軽々に入札できないんだということがございました。それは、システムが今複雑となってしまっていることの裏返しでもあると考えておまして、その参入のしやすいシステム設計をどのようにすることができるかというところが、今後の検討課題と考えている次第です。

官房長 引き続き審議を続けていただきながらで結構でございますけれども、お手元のコメントシートへの記入もよろしくお願ひします。記入が終わりましたら挙手をいただければ、係の者がお受け取りにまいります。

それでは、フェルドマン委員、よろしくお願ひします。

フェルドマン委員 今二つ、ちょっとびっくりする話を聞きましたけれども、一つは、今再構築しようというプロジェクトが、平成36年導入しようということが目的だそうですけども、遅いよね。遅い。ちょっと危機感がないなということだと思ひますけれども、若干このプロジェクトに関しては、ちょっと怠慢ではないかなという感じがします。7年間でどれだけ技術が変わるか、どれだけ変な犯罪者が出るのかということを見ると、これ、遅過ぎて、むしろオリンピックまでは多分無理かもしれないけれども、それをめどにして何かできるのではないかと思ひます。

もう一つは、業者がこういうような法務関係のシステムを余りよく分かっていないから応札できないということがあります。日本も初めてこういうものを作っているわけではないので、他の海外の方々が多分作っているだろうと思ひますので、海外でもそういうシステムがどういうものになっているのか、それを日本で導入できるものはないのかということをお調べいただいたらいいのではないかなと思ひます。

なぜそう申し上げるかという点、今、私がある大学で教えていますけれども、この大学が使っている学内情報の交換、例えば学生が小論文を提出するとき、そういうソフトを導入しているんですけども、ものすごくプライバシーの問題があります。システムを開発したのはオーストラリアの人です。技術を駆使すれば、こういうシステムはできますので、世界中から応札者を探したらどうかというのが、申し上げたいことです。

説明者（刑事局） 御指摘ありがとうございます。

より迅速に検討を進めるということについては、こちらの方も検討してまいりたいと思ひます。また、他のシステムの調査につきましては、現在他省庁等からの聞き取りの段階に入っているところでして、海外のシステム等も含めて、他の全く違ったシステムについても、参考になるものは参考にしていきたいというふうに考えている次第でございます。

官房長 山田委員、よろしくお願ひします。

山田委員 フェルドマンさんの話と本当に同意見なんですけれども、やはり平成36年は、民間のスピード感でいうと、そこまで掛けているシステムって何だろうって、逆にちょっと、金融でももうちょっと早いですよね。多分、セブンイレブンさんとか、もっと早く動きますよね、きっと。何でそんなに掛かる予定としているのかというのが本当に疑問なのと、あと、検察事務は特殊であるという、何か御社の業務フローが複雑なのでちょっとというのって、本当断る常套手段なので、余り真に受けないほうがいいと思います、そこは。

大体、各社皆さんそれぞれの会社のルールがあって、それに合わせようと、例えば、統合基幹システムとか、まさにそうなんですけれども、業務フローを一つずつ洗い出してやってというのは、各社やはり違うので、なかなかそこ、検察事務が特殊というのは、多分断る理由だと思います。多分、本質はそこじゃなくて、純粹にシステムが難しいとか、そういうことかと思うんですよね。あと、何かすごい口うるさいとか。なので、やっぱりシステムの再構築を早めた方が、その辺が解決するのではないかなというのは、この1者応札の問題についても解決する方策なのではないかなというのは思いました。

説明者（刑事局） ありがとうございます。

山田委員 あと、特に警察のシステムと恐らく近いものがあると思うので、警察の方との連携とか、当然連携、一緒にしては駄目なんですけれども、システムの連携というか、警察の方って、今どんな感じなんですか。

説明者（刑事局） 警察の方には、先日勉強会で御指摘いただいた点を踏まえまして問合せを行っているところでございます。それで、その結果を踏まえて、そのシステムを参考にさせていただきたいと考えております。

あと、システムがそもそも難しいのではないかという、先ほど御指摘がございましたけれども、例えばなんです、ある銀行系の年金運用システムであれば、その総ステップ数が約55万ステップございました。一方で、検察システムが約670万ステップと、銀行の年金運用のシステムと比べることが適切かどうか分かりませんが、このようにステップ数が非常に多くなってしまっていると。そのシステムの複雑さというのは、確かにおっしゃるとおりかというふうに考えておまして、次のシステムの再構築に当たって、この点はやはり気をつけないといけないところだと認識しております。

瀬戸委員 私が以前ヒアリングしたときには、2、3社のベンダーが作り込んで、あるところはCOBOLで作っているとか、他社のものは分からないというようなお話を聞いたことがあります。だから、やはりシステムがバラック的に作り過ぎてしまっていて、ステップ数も多くなっているし、あるいは透明性もなくなっているし、メンテナンスが大変になって、このぐらいもらわないと割に合わないというような状況になっているのではないかなと思います。

説明者（刑事局） ありがとうございます。

瀬戸委員 あと、法律改正が適宜あって、そのこの部分のパラメーターを入れるのが大変だというならば、そこをうまく作り込んで、法務省の職員が簡単にその法律改正があっても、パラメーターをちょっといじくだけでシステムが適正化できるような仕組みを作れば、もっとメンテナンスコストは下がると思います、業者に頼むのではなくて。

ぜひ3回目、レビュー、私が多分やることはないと思いますが、同じ議論がされないことを切に望みます。

説明者（刑事局） ありがとうございます。

御指摘いただいた、法令の改正による改修のシンプル化というところも、御指摘のとおりだというふうに考えております。一方で、例えば、罪名が増えましたということであれば、その罪名を増やして、統計上も増やして、量刑のシステム上も増やしてというところだけなのですが、例えば、刑の一部の執行猶予など、それまで全くなかった制度、それまで一定の期間が設定されていたにもかかわらず、その一定の期間が分断されるような制度というのが始まりますと、それぞれ検務事務に接続されていた情報のネットワーク、連携の部分それぞれ書き換えたりする必要があるということで、内部の職員だけでは対応できないという面もございます。

ただ、この点について、どういった点をそのようにシンプル化できるかというところは、検討させていただきたいと思います。

官房長 ほかに御意見、御質問等がなければ、よろしゅうございますか。

では、瀬戸先生、お願いします。

瀬戸委員 集計の方が終わりましたので、結果を発表いたします。

いただいた代表的なコメントを紹介します。

大きく分けて2点ほどございます。

1点目は、成果目標に対して、時間コストを導入すべきという御意見があります。それから、あと、共通的なのでまとめてお話ししますが、システムの再構築がやはり必要ではないかと。システムの再構築により、新技術、それから機能をアップさせるとか、あるいはセキュリティ強化などを充実させることによって、全般的なコストを適正化すべき。再構築をしたはいいけれども、調達及び予算の透明化を図ることが厳守であるというような意見が出ています。

評価結果の方は票が割れていまして、「事業全体の抜本的な改善」が3票、それから「事業内容の一部改善」が3票でございます。中身を見てみますと、再構築という言葉で「一部改善」と捉えるか、あるいは、これは再構築なんだから「事業の抜本的な改善」だと捉えるのか、その辺のところ委員の丸の付け方、選択の付け方がちょっと違っているということです。

本事業の評価結果（案）は、二つに分かれたので、意見を聞いてみたいと思います。いかがでしょうか。この「事業の抜本的な改善」とすべきか、あるいは「一部改善」とすべきか、意見を聞きたいのですが。

フェルドマン委員 私は、「抜本的な改善」を選びましたけれども、これは、基本的に、今のペースで改善をやろうとすれば、犯罪者たちは、日本は対象としてとか標的としておいしいと思ってしまうことですね。すなわち、犯罪のケースや過去を勉強すると、犯罪を起こすかどうかということ、捕まえるかどうかという確率ですね。確率が高ければ犯罪は起こさない、確率が低ければ犯罪を起こしてもいいと、そういう選択ですね。今のシステムが古過ぎるから、逆に捕まえる確率が減っちゃうから、今のシステムが犯罪を招いているということが心配です。なので、抜本的な改善が必要ではないかということ結論にしました。

瀬戸委員 再構築ということ、委員によって、「抜本的な改善」と捉えるか、「一部改善」と捉えるかということなんですが、それについていかがでしょうか。

松村委員 今の点なんです、私は「一部改善」としました。なぜ「一部改善」としたかとい

うと、今日の前でやるべきこと、1者応札を防ぐためにいろいろな人から話を聞いて、そのために対応を続けている。でも、結果はまだ出ていないけれども、当面、今年度すべきことというレベルでいうと、「抜本的な改善」ではなく「一部改善」ではないかと考えました。

しかし、将来に向けて、検討のスピードが余りにも遅過ぎるのではないかと、もっと早く、もっと具体的にやってほしいという、将来の検討についてスピードアップしてほしいということを中心すれば「抜本的な改善」と言うべきかと思えます。私は、今すぐやるべきことということで、行政事業レビューの性質から「一部改善」としましたが、恐らく多くの委員が、この将来に向けて抜本的なシステムの改革のところも含めて「抜本的な改善」と言われたのだと思いますので、将来に向けてということでの評価であれば、「抜本的な改善」としても、異議はありません。

井上委員 私も「一部改善」なんですけれども、私は、最終ゴールというんですかね、選ぶ一番マイナスの評価が「廃止」なので、まさか「廃止」という路線の話ではないだろうというところで、その路線にはのっていないだろうということ、「一部改善」にしております。

中村委員 私も松村委員と同じでございます。再構築という点においては抜本的には改善すべきだというふうに思いますけれども、当面ということに関しては、1者応札の改善ということで検討していただくということでございます。

瀬戸委員 どうでしょうか。

松村委員の方で、「抜本的な改善」という捉え方でもいいという。

松村委員 はい、このメッセージの意味が、将来の改革に向けて今から加速してくれという意味で「抜本的」という意味であれば、同意します。

瀬戸委員 それでは、ただ今の議論を踏まえて、当初の案に修正を若干加えまして、本事業の評価結果を、「事業全体の抜本的な改善」とさせていただきます。

コメント案の方も追加しまして、1点目は、評価目標に時間コストを導入すべき、2点目は、システムの再構築により新技術、セキュリティ強化を充実させると同時に、コストを適正化すべき、それから3点目は、検討のスピードアップを図るということを追加して、事業全体の抜本的な改善ということで、有識者意見を取りまとめたいと思います。

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

この評価結果及び取りまとめコメントで決定したいと思います。事業所管部局におかれては、今後、概算要求等に当たり、本結果を活用していただくようお願いいたします。

官房長 ありがとうございます。

今お示しいただきましたとおり、「事業全体の抜本的な改善」との評価結果をいただきました。今、御指摘もございましたが、この評価結果、更に取りまとめコメント、いただいた御意見を踏まえまして、刑事局におきましては、概算要求等に当たって事業の見直しを進めていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして「検察総合情報管理システムの運営」の審議は終了といたしたいと思います。ありがとうございました。

(休 憩)

官房長 それでは、議題2の「人権擁護委員活動の実施」について審議をお願いしたいと思います。

ます。

人権擁護局から5分程度で説明をお願いいたします。

説明者（人権擁護局） 人権擁護局でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

では、「人権擁護委員活動の実施」について説明いたします。お手元の資料の16ページを御覧ください。

事業目的は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るものでございます。

事業概要ですが、法務大臣に委嘱された約1万4,000人の人権擁護委員が、民間人の視点に立ち、法務局と一体となって展開する地域に根差した人権擁護活動。もう一つが、その活動をより実効的なものとするための人権擁護委員制度及び人権擁護委員の役割についての広報活動でございます。

この人権擁護委員制度でございますが、平成13年の人権擁護推進審議会の答申におきましても、今なお積極的な意義を認めることができるとして維持すべきものとされているところでございます。

本事業の平成29年度の予算額は、15億700万円です。より効率的、効果的な人権擁護委員活動の在り方などについて、御意見をいただきたいと考えてございます。

では、中身の説明に入ります。

組織についてでございます。

資料の25ページを御覧ください。法務省の人権擁護機関とは、法務省人権擁護局、法務局、地方法務局の人権擁護部人権擁護課、あとその支局からなる官側の組織、この絵の左側です、と、これにほぼ対応する形で、約1万4,000人の人権擁護委員による民側の組織とで構成されてございます。

次の26ページを御覧ください。活動内容でございます。法務省の人権擁護機関、ここに記載の三つの活動を行っております。人権啓発活動というのは、広く一般の方々に人権尊重の考え方を普及させる活動です。人権相談及び調査・救済の活動というのは、特定の方に既に生じた人権侵害を救済するという活動になります。

次の27ページを御覧ください。人権擁護委員制度についてです。人権擁護委員は、人権擁護委員法により法務大臣が委嘱した民間のボランティアでございます。人権擁護委員は、その活動に要した旅費などについて弁償を受けることができますが、これを実費弁償金というふうに呼んでございます。

次の28ページ、人権課題について記載してございます。法務省の人権擁護機関は、これまで女性、子供、同和問題など、様々な人権課題に取り組んでまいりました。昨今は、ヘイトスピーチ、LGBTの問題を始め、障害者の方々の人権、インターネット上の人権侵害など、重点課題となっておりますが、こうした新しい人権課題への人権擁護委員の取組が若干低調にとどまっているところもございまして、その対応の強化が必要と考えているところでございます。

次の29ページ、人権擁護委員の構成について記載してございます。左側のグラフのとおり平均年齢が65.3歳、その職業が、右側の円グラフのとおり無職の方が約6割近くでございますが、この無職の方も含めた職歴などを調べたところ、学校長や教員などの経験の方が約3割、公務員経験者が約2割となっております。今後は、若い人も含めた幅広い年

年齢層の確保、また新しい人権課題に対応できる専門性を持った人の確保などが必要と認識しているところでございます。

次に、2ページ飛ばしまして32ページ、人権擁護委員の認知度についてでございます。一般的な認知度は約30.8%にとどまっております。認知度を高めることも、人権擁護委員の確保に必要というふうに考えているところでございます。

次の33ページに、人権擁護委員の研修制度について記載してございます。研修は、初めて委嘱された人権擁護委員に対する委嘱時研修を始め、このように幾つか段階を追って研修を行ってございます。こうした研修につきましても、例えば、専門性を高めるための研修、あるいは即戦力として活動していただくためのOJT研修などが必要ではないかと考えているところでございます。

34ページ以降は、実費弁償金について記載してございます。34ページ、人権擁護委員には給与はございませんので、活動に要した費用については、予算の範囲内で弁償する旨定められております。

次の35ページに、その支出内訳を記載してございます。左上の円グラフのとおり、平成28年度における旅費の類の支出が88.7%、庁費の類が11.2%でございますが、実費弁償金が不足しているという声もございまして、人権擁護委員の活動経費を充実させるため、まずは庁費の類の支出を抑え、これを旅費の類に充てたいというふうに考えているところでございます。庁費の類のうち、啓発物品の購入について、若干詳しく記載してございますが、一括調達をするなどコスト削減を図る余地があるのではないかとというふうに、今考えているところでございます。

当局からの説明は以上になります。

官房長 次に、本案件の論点等につきまして、会計課長から説明申し上げます。

会計課長 それでは、論点について御説明させていただきます。資料の36ページの論点等整理シートを御覧いただきたいと思っております。

本事業は、ただ今、人権擁護局から説明がありましたとおり、法務大臣に委嘱された約1万4,000人の人権擁護委員が民間人の視点に立ち、法務局と一体となって展開する地域に根ざした人権擁護活動と、その活動をより実効的なものとするための人権擁護委員制度及び人権擁護委員の役割についての広報活動であります。論点としては大きく三つあると考えております。

まず一つ目は、社会情勢に応じた人権課題に重点的に取り組んでいくための方策についてであります。法務省の人権擁護機関では、様々な人権課題に取り組んでいるところ、LGBTやヘイトスピーチの問題を始め、インターネット上の人権侵害など、その時々社会情勢に応じた人権課題について、重点的に取り組む必要があります。しかし、人員や予算は限られておりますので、効率的に人権擁護活動を展開していくための方策を確立できないかといった点が議論になるのではないかとと思っております。

論点の二つ目は、重点課題に精通した人材の確保や育成のための方策についてであります。人権擁護委員は、市町村長の推薦に基づいて法務大臣が委嘱しておりますが、先ほど申し上げたLGBTやインターネット上の人権侵害等の新しい人権課題に対応できる専門性を持った人材の確保が必要となっております。そこで、人権擁護委員の人材確保や研修の在り方について、見直しの余地はないかといった点が議論になるのではないかとと思っております。

論点の三つ目は、人権擁護委員の活動経費である実費弁償金の見直しのための方策についてであります。国民の基本的な人権の擁護伸長を図るためには、法務省の人権擁護機関の一翼を担う人権擁護委員の活動を活性化させる必要がございます。そのためには、啓発物品等の購入費について、コスト削減を図ることにより、庁費の類の支出を抑え、これを旅費の類に充てるなど、人権擁護委員の活動経費となる実費弁償金の見直しの余地はないかといった点が議論になるのではないかと思います。

以上が、論点になるのではないかと考えている点でございます。

官房長 それでは、本件についての御審議をお願いいたします。

説明者は、委員からの御質問に対して簡潔明瞭な答えをお願いしたいと思います。

では、井上委員、お願いいたします。

井上委員 説明ありがとうございました。

この件に関しては、私の印象としては、もう問題の所在は明確化しています。つまり、問題点はもう明らかであると。それは、法務省さんのホームページも見させていただきまして、そこでも三つにまとめられています。人権擁護委員制度の改革、現状及び課題というものがホームページの中にございましたので、見させてもらおうと、三つあると。一つは、活動実績の乏しい委員が存在する。二つ目は、人権救済等に必要な専門性や経験を有する人権擁護委員が必ずしも十分に確保されていない。三つ目が、人権擁護委員の存在が国民の間に周知されておらず、人権相談等が十分に利用されているとは言い難いと。私もこの前提でいいのかなと思います。

ただ、その中で、今日の論点シートの中でも、三つ目の周知のところに触れられていないのではないのかなということで、周知の点について御質問したいと思うんですけども、国民の周知、どのぐらいあるのかというのを調べてみますと、ちょっとデータは古いんですけども、総務省の方の世論調査、平成9年実施されたものがありまして、人権が侵害されたと思ったとき、誰に相談したかというのが、人権擁護委員が1.1%なんです。もうほとんど知られていない。今はそれから20年経っていますので改善されているとは思いますが、非常に、私としてはショック、ショッキングというんですかね、これは深刻だなと思いました。

その周知に関してもう一個データがございまして、これは、内閣府の世論調査、これは24年8月の調査の中で、一般の国民の人に、この人権擁護委員に関しての質問をしているんですけども、人権課題の解決のための方策について、どのようなことに力を入れればよいかという質問に対して、これは内閣府の広報室から出ている調査なんですけれども、一番断トツに高いのは55.3%で、学校内外の人権教育を充実するということです。学校内外、つまり、御説明の中でも随分いろんなことを学校の中でやっていますという話なんですけれども、国民の目から見たら、やってほしいというのが断トツということは、やっていないというふうに思われているということだと思えます。

だから、せっかくやられているにもかかわらず、周知につながらないと。つまり人権を侵害する人間というのは、侵害していると思わなくて侵害しているケースもあって、一体自分のやっていることが人権侵害なのかという、まずジャッジがないとやはり侵害してしまうと思います。その悪循環に陥るので、学校教育が、今の世論調査の中の相談先としてもものすごく低いという話と、もっと学校教育に力を入れてほしいと、この二つの国民の声ですよ、

その国民の声を前提として、法務省さんとしてどういうふうに今やられているか、またこれからそれを改善しようとしているか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

説明者（人権擁護局） どうもありがとうございます。

先ほど認知度という話もしたところでございますが、やはり世の中に人権が侵害されている状況がまだまだたくさんあるので、そういう方々に、まずこういう救済機関があるということは何とか伝えることが本当に必要だと痛感しているところでございます。

今お話しいただいたように、侵害された方の救済というのと、もう一つ、気付いてもらうための啓発と、やはり2本立てでやっていかなければいけないということも大事だと思っ

ているところであります。必ず人権の問題だと、若い人、子供たちへの問題で、教育と啓発ということでよくセットで論じられることが多いのですが、今までも割と、学校と連携する形で人権擁護委員さんが小まめに学校に通ってパイプを作って、人権教室を行ったりという取組はしてきたところですが、今お話しいただいたように、やはりその必要性がすごく高いということもありますので、しっかり取り組んでいくようにしたいというふうに思っているところではございます。

官房長 井上委員、よろしいですか。

井上委員 すみません。それで、多分、一方的にこういうふうなことをやってくださいということを、これもよくありがちな話なんですけれども、それを本当にやっていただいたんでしょうかという、フィードバックをもらって、またそれを改善につなげていく、いわゆる学校との、特に今日、私は学校教育に焦点を当てますけれども、少なくともそのPDCAサイクルは回した方がいいのではないのかなど。本当にやっていただいたんですか、どのぐらいの時間掛けて、どういうふうにやっていただいたんですかと、それに対して、生徒さんはどういうふうに思われていますかといった、アンケートでもいいんですけれども、それをまた新しく学校教育に取り入れる。毎年毎年同じように、同じ要求を出しても、やはり先生方に本当にこれ必要だなというふうに御納得いただかないと、こちらの思いと現場の思いが食い違ってしまうので、そのあたり、少ししっかりやっていただきたいと思っております。

もし何か現状でもやられていることあれば、御説明いただければと思います。

説明者（人権擁護局） 現在、人権擁護委員の先生が中心になられまして、学校の教育、学校の教室で人権教室というのを開催しておりまして、年間の実施回数は約2万回ぐらいの回数行っておりまして、85万人ぐらいの生徒の皆さんがこれを受講されているというようなことがございます。学校とも連携を図りまして、こういった人権学習の場を設けているところでございます。

そのほかにも、全国の中学生の生徒の皆さんに、人権の作文を書いていただいて、そこで啓発を行うというような、人権作文コンテストというのも実施しておりまして、これも、学校と連携を図りまして書いていただいていると。応募総数は97万件ぐらいですね、これぐらいの回数がございますので。そのほかの直接的に相談ごとを書いていただくSOSミニレターというような取組も行っておりますので、学校の現場での人権啓発活動、人権相談の活動というのは、ある程度こちらでも実施しているかなと思っております。

また、実施内容につきましても、アンケートと学校の子供たちの反応、学校側の反応、そういったところもお話をお伺いしたり、アンケートを取ったりということで、内容等も再度検討して、テーマ等も更に多様なものを取り上げていくというようなところで、PDCAサ

イクルのお話ありがとうございましたけれども、こういったところで順次内容の方は検討しているところでございます。

井上委員 最後に、やはり今、霞が関でもデータベースで政策を考えるべきだという動きがあるので、正にその根拠、先ほど申し上げた、古い数字ですが1%と55%ですか。55%というこの数字がどう変わるのかと、その政策、今おっしゃったようなことをやったことですね、それをぜひ見て、一つの、ある意味、それが成果指標の数値というんですかね、指標になるのかもしれませんが、そのデータをしっかりもう一回確認していただいて、その数値がちゃんと上がっているのかどうかということも、御説明の中に加えていただけるような、将来ですね、姿にさせていただくと有り難いなと思っております。

官房長 瀬戸委員。

瀬戸委員 先日、人権擁護の委員の方と会話させていただき、ありがとうございました。非常に立派な方が御苦労されて対応されていることが分かりました。

法務省が、他省庁に比べて国民への説明が下手ではないかなと思うんですね。そのような中の一つに、今回の人権擁護の話もあると思います。国民周知ということも重要ですが、国際的なやはり日本に対する人権の問題というのはいろいろ、叩かれているという言い過ぎなのかもしれませんが、マスメディアの報道によると、余りいいことを聞きません。だから、もう少し国内外への発信をきちんとやってもいいのではないかと思います。

質問ですが、1点目は、12億円の予算を使っていますが、資料にはコスト削減に努めると書いてあるのですが、私は、余りにもコスト削減のほうは、どうでもいいという言い方はおかしいですが、コスト削減よりも、効果的というところの視点をもっと重要視してほしいんですね。予算を、絞ったぞうきんをまた絞るような状況ではなくて、どうしたら現状の12億、15億で効果的にできるか、国内外に発信できるかということ、知恵を出していただきたい。井上委員がおっしゃったように、問題はもう明確なんですよね。だから、その問題に対して、どのような対策をするかということですね。

1点目の質問は、この12億というのは、人口比に対して、国際的にこれは多いのですか、少ないのですか。この人権に対する予算というのは、私は少ないのではないかなと思うのですが。

説明者（人権擁護局） 各国の人権関係予算の比較等は、ちょっと手元に資料等、そういったことを検討しました経緯はちょっとございませんでした。なかなか比較は難しいところでございます。

瀬戸委員 国連の人権委員会みたいなものがありますよね。そこで、各国の人権のアクティビティを調べている中に、どのような予算でやっているかも調べているのではないかなと思うので、きちんと把握して、その人口比に対して15億という額がどういう意味を持っているのか、部局の方で再考された方がいいと思いますね。

日本の場合はいろいろ、海外の方の、日本に住んでいる問題とかいろいろあって、人権、微妙な問題ありますので、その辺のところは、適正なコストで、自分たちが適正な要求の元にやっているかということ、明確にしておいた方がいいと思います。

2点目は、新しい課題への対応と、例えばLGBT、そこが問題であるというふうに説明されていたのですが、問題への対策というのは、先ほど聞き逃してしまったので、では、どういう対策をしているのかということをお聞かせ願いたい。ページで言うと、28ページで

すね、重要な課題っておっしゃっていて、こういうのが新しい課題で考えているというところまで聞いたのですが、どういう対策を考えているのかということを知りたいということです。

説明者（人権擁護局） やはり救済の活動というのは、そういう方から御相談を受けるということになりますので、積極的に一定の課題について施策を行うとすると、啓発の場面になってくるんですね。啓発、人権教室みたいなものとかいろいろなシンポジウムとか、いろいろな形がありますが、やはり今までの企画を、コストの制約がある中で違う課題に変えるためには、やはり勉強して、新たに企画をして、中身を考えて立ち上げるというところが、やはりどうしても従前の形になりやすく、そういった新しいものに対する啓発活動への切替えが少し遅れているかなという、そういうことになります。

瀬戸委員 例えば、この人権の課題というところ、民間ボランティアに全部やらせるのではなくて、例えば、ピンポイントで大学の先生とかに、私が教員だから言うのではないのですが、受託研究みたいにお金を払って活動してもらおうとか、やはり完璧なボランティアではなくて、何らかの対処をした方がいいのではないのでしょうか。専門家を動かすために、何か仕組み作りが必要ではないかなと思います。

説明者（人権擁護局） そういう新しい課題については、まず、法務省あるいは法務局の方で、そういうノウハウをしっかりと立てて、それを人権擁護委員の方々に広げていくという形も必要だと思っていまして、あと、もちろん、専門的な先生方などを講師にお呼びして研修会をやったりするというも行っております。

瀬戸委員 再度、また2、3年後にレビューをやることになったときに、多分同じような、問題は分かったと、この3点が論点だ。しかし対策が不明であるという説明をされるのではないかと、非常に心配しています。今までのやりとりを聞いていると、非常に大切なことをやっているが、何かもう一步踏み込んだ抜本的な改善みたいなのが必要ではないかなというふうに思います。

意見ですので、回答は結構です。

説明者（人権擁護局） はい。

官房長 中村委員。

中村委員 この活動につきましては、例えば、子供のSOSミニレターとか、非常に有意義な活動をされていると思います。ただ、一方で、高齢化といいますか、新しい候補者がなかなか出てこないというような課題もあるということを知っておりまして、そうした中で、実際にやられている方のお話を聞いた中で、やはり退職をされた方とか、先ほどの説明にも、教員の経験者、公務員の経験者の方が多いというような御説明があつて、やはり私どものような会社員とか、そういう人たちが余りいないと。それはやはり、仕事との両立が難しいというような御説明があつたかと思うんですけれども、これから働き方改革等でボランティアをする余裕のある人たちというのも結構出てくるのかなと思われまして、学校に行つて、例えば、生徒さんたちに人権についてお話をしたり、そういうことをやれる人も、それなりにいると思うんですよね。

そのような中で一つ壁となっているのが、日常的な活動が平日であるというようなこともありまして、基本的には法務局自体が土日休みであるからというようなことがあつたかと思うんですけれども、今、市町村等でも、例えば、月に一、二回とか、土曜とか日曜とかに開

庁しているところとか、いろいろな工夫をされているところがありますので、そういう連携の会議等の開催の仕方とか、出席率の考え方とか、そういうことを工夫していただければ、会社に勤めている人でも、ボランティアとしてこういう活動にもっと自由に参加できるような環境というのはできると思うので、今後そういうところをちょっと工夫していただければなというふうに思った次第です。

以上です。

説明者（人権擁護局） 土日等の人権相談の対応では、確かに法務局の方は土日は閉庁いたしますけれども、地方公共団体、市役所とかと連携しまして、土日で特設の人権相談所というのを開設しておりまして、そこに人権擁護委員が出向いて相談対応しているというのも、地域では取組は行われております。

そういった形で、できるだけ幅広く対応できるような形を、現場現場で工夫を凝らしているところをございますけれども、先ほど御指摘ありましたボランティアの方で、休日対応できるというような方もいらっしゃる、その辺のところは、また視野を広げて、委員の人材確保というところで検討させていただきたいと思います。

瀬戸委員 今の中村委員の意見の追加ですけれども、働き方改革の方で、プレミアムフライデーなんてやっていますけれども、こういうボランティアに積極的に参加するように企業に促すような、そういう対策をしないと、やはり社員は動きませんので、そういうことも、やはり法務省として対応するべきではないかなと思いますけれども。

説明者（人権擁護局） ええ。そういったところも視野に入れて、検討させていただきたいと思います。

官房長 フェルドマン委員、お願いいたします。

フェルドマン委員 まず、これだけ大事な仕事ですから、皆さん頑張っていることを褒めたいというか、感謝申し上げたいという気持ちです。この中身とやり方を見ますと、どうも何か昭和時代のままだなという感じがします。人口構成、技術などなど完全に変わっているので、労働集約的なやり方でやっているかということが、一つの大きな問題ではないかなと思います。

もう一つは、お客様と組織が食い違っているということです。お客様という言い方ですけれども、大半の被害者、加害者はやっぱり若い人ですよ。ただ、組織にいる人たちは、大半が年寄りです。年寄りの組織が、そもそも若い人たちを分からないだろうと。貢献できるところはたくさんあると思いますけれども、こういうギャップをどう埋めるかということが大きな問題ですけれども、やはりもうちょっとIT技術を使って埋めるしかないなと思います。加えて、高齢者が多い組織はなかなか変わらないということです。2023年、団塊の世代が75歳になり始めるんですね。75歳以上になると、この制度に参加できる60歳代の人たちはどんどん少なくなっていくんですね。だから、今の制度を変えて、5,000人だけでできるような制度を今から作っておかないと、崩壊してしまいます。なので、やはりこの組織とお客さんの関係及びIT環境を基にして、かなり再構築しないといけないのかなということです。

もう一つ、これもIT関連ですけれども、PRもコスト管理も、どこまで本当にITを駆使しているのかということについて、ちょっと聞きたいと思います。というのは、今の事務処理をIT化すると膨大な節約ができます。処方せん、薬局が出す処方せんは、数年前はほ

とんど紙でやっていたんですけれども、今はもう99%以上電子処理ですね。そういうようなコスト、システムによってかなりいけるのではないかと思います。

あとはPRですけれども、誰でもすぐ思い付くようなことができたらいいなと思います。例えば、110番とか119番とか、そういう、人権ドットコムとか、そういうような、すぐ誰でも思い付くようなものがあったら、システムの使い勝手がよくなっていくということですから、そういう戦略を組んだらどうかということなのです。

最後ですけれども、最近観光客も多くなっていますし、外国人労働者も多くなっています。これは続きます。こういう環境の中で、このシステムが、人がいなくてもちゃんと稼働するように考えないといけないので、ぜひともこのシステムが現代化されるようになって、頑張っていたきたいという気持ちです。ありがとうございます。

説明者（人権擁護局） ありがとうございます。

もともと人権擁護委員は、地域に根ざした形で、面と面、顔を合わせて、その場に足を運んでというところがいいところではありましたが、確かに御指摘いただいたとおり、年齢の問題、人手が足りないということもあって、そうしたITなども含めた効率化、効果的な業務の仕方というのは考えなければ、本当にいけない時期だというふうに考えてございます。フェルドマン委員 そうですね。おじいちゃん、おばあちゃんに会えるということ、すごくいいことです。ですが、おじいちゃん、おばあちゃんが少なくなったらどうするかということですね。

説明者（人権擁護局） ありがとうございます。

IT関連の件で御指摘ございましたとおり、人権相談の関係では、御視察いただいたように、インターネットでの相談も受け付けているということでございますけれども、ただ、青少年のインターネット環境、こういったところをやはり十分踏まえた上で、更にこういったところも取り入れるものは取り入れていくと、改善を図っていききたいと、このように考えております。

官房長 山田委員、お願いします。

山田委員 そのインターネットなんですけれども、例えば、LGBTメール相談とか検索したり、例えば、パワハラメール相談とか検索すると、人権擁護委員とか法務省さんが全く出てこないんですね、最初のページに。障害者相談とか、大体、いじめだったらさすがに文科省さんが一番上に来るんですけれども、あと、大体民間のNPOだったりとか、あと多いのは東京都ですね、そういう市区町村が多かったりして、全く、インターネット上の検索で出てこないものというのは、今の世の中、存在しないと同じぐらいなものがありまして、うちの小2の娘もスマホを使っているし、70代の両親ももうパソコンを普通に使っているこの御時世、やはり検索で出てこないというのは相当問題で、それでは認知度が上がらないと。人権相談って検索すると、さすがに出てくるんですよ。でも、人権って、普段使わないではないですか。日常用語で、人権がさあ、って言わないわけで、そこからもう、人権擁護委員って名前自体が、多分もう今の時代とマッチしていない。昭和20年代でしたら、もしかしたら基本的人権が云々みたいな会話が合ったのかもしれませんが、少なくとも今、僕らの会話、日常会話において人権って言葉は使わない言葉ですよ。そこから多分変えないと、本当、70年前の制度ですので、その辺が制度疲労が起きているといいますか、根本的に変えないと、多分このいい活動、すごくいい活動をしているのが、本当に無になってしまうので

はないかというのは危惧しております。

簡単に、インターネット上で目立つ必要はないんですけれども、少なくともいろいろな相談、いろいろな困った人の相談があって、その回答をされていると思うんですよ。そのデータって、多分日本で一番持っているのが、この人権擁護委員さんだと思うんですけれども、でも、それって公開されていないわけじゃないですか。名前、当然プライバシーの問題はありますけれども、地域等特定されないようにやれば、データベースって多分作れるはずで、それがもし公開されていけば、例えば、自分の子供が人権侵害にあってどうしようと思ったときに、何かどう答えたらいいんだというのが検索で出てきたら、多分親としては、僕、すごい助かるんですよ。実際現地視察をさせていただいても、紙のファイルがずらっとありましたけれども、ああいうのって、ちゃんとデータベース化されているんですかね。もしそういうのがあれば、プライバシーは絶対守らなければいけないんですけれども、何か人権被害を受けている人のためになるような情報の公開というのが、もしかしてできれば、より認知度というか、役割が広く周知できるのではないかなというのは、この前の現地視察に行った感想です。

説明者（人権擁護局） 人権相談、あるいは人権侵犯事件等のそういったデータのデータベース化までは、こちらの方はやっておりませんでして、ただ、そういった中から、事案から、何がしか事例を紹介する形で一般国民の皆さんに対応等で参考になるようなことがあれば、そういった対応も考えていきたいとは思っています。

官房長 松村委員、お願いいたします。

松村委員 まず、行政事業レビューなので、レビューシートのところなんですけれども、成果目標、成果実績に関しては、前年度あるいは過去数年間の平均を上回るという立て方は、客観的な数字が難しいというのはとても分かりますが、ちょっと安易ではないか。前年実績が下がると、自動的に翌年以降の目標値が下がるというタイプの目標設定ではなく、例えば、認知度の向上に関しては、少なくとも国民の2人に1人には分かってもらえるぐらいに長期的にはしたいという目標があり、現状はこれぐらいなのだから、毎年これぐらいずつ改善していきたいとか、そういう形で設定すべき。とても難しいのは分かるんですが、何らかの改善を考えていただきたい。

認知度の方はそうすべき。相談件数の方は確かに難しく、人権の問題が大幅に改善した結果として相談件数が減ったということなら、それはむしろいいこと。相談件数自体増やすというもの、何件が正しいと言うのはとても難しいとは思うのですが、少なくとも認知度のようなところについては、検討していただきたい。

認知度に関しては、御紹介いただいた新聞での報道の記事を見せていただいたわけですが、あれを見ると、どういう活動なのかがとてもよく分かる。あれだと、とてもやりがいのある仕事だということも伝わるだけでなく、相談する方もしやすくなる。マスコミに取り上げていただけるのが、もちろん一番有り難いのですが、それを待つことなく、ああいう形で具体的な事例をいろいろ発信していけば、それこそホームページとかも含めて発信していけば、認知度向上というだけではなくて、成り手の問題も改善されてくると思います。

企業の人に推薦してもらおうというようなことも意見は出てきたわけで、それはもっともだと思うのですが、しかし、この人権擁護委員自体が知られていなければ、ボランティアをどんなに推奨されても、人権擁護委員を考えることはほぼないと思います。まずこの点は、優

先的に取り組んでいただければと思います。

それから、SOSのミニレターの活動も御紹介いただいて、ここにも書いてあるのですが、とてもいい活動だと思います。学校でこういうことがされているということを知ったこと自体、私はとてもうれしかったというか、こういう活動はぜひ続けていただきたい。年間の回数とかは、現行のままでいいのでしょうか。というのは、深刻で継続的に続いている人権侵害だとすると、仮に1年に1回だったとしても、その機会を捉えて相談することはあると思うのですが、4月のときには全く問題になっていなかったのだけれども、9月にはとても深刻な問題が起こったなんてこともあるわけで、どれぐらいの回数がいいのか。あるいは、その学校で一律に配るといふこと以外に、何か手段はないかということも、せっかくこんないいものであり、なおかつ小学生、中学生のうちに、こういう制度があるということアピールするために、とても重要な手段だと思いますので、この点、もう少し活用できないかぜひ検討ください。

以上です。

説明者（人権擁護局） 御指摘ありましたように、認知度を上げるためには、これから更に政府広報とか、御指摘ありましたように報道機関への取材の働き掛けですね、こういったところには、力を入れていきたいと思っております。

成果目標の関係は、御指摘いただいたとおり、若干まだ不十分なところはあると思いますが、更に改善できないかというところは、検討させていただきたいと思います。

あと、ミニレターの関係は、全国の小中学生に配布しているところです。基本的には、年1回ということですが、ケースによっては、学校に備え置いていただくというようなところも行っているところもあるようでございますので、そういったところをもう少し広げていただければ、子供たちが困ったときがあれば、それを手に取ってということができのかなとは思いますが、そういったところで、少し学校の協力の方も呼び掛けていきたいと思っております。

官房長 それでは、審議を更に続けていただきながらで結構でございますが、かなり時間も経ってまいりましたので、お手元のコメントシートへの記入をお願いしたいと思います。

記入が終わりましたら、先ほど同様、挙手をいただければ係の者が受け取りに伺います。

引き続き審議を続けていただきながらということで、よろしく申し上げます。

瀬戸委員 もっと抜本的な、お役人さんの思考を外れたような対処も必要ではないかなと。例えば、子供番組とか、何か漫画の中に、スポンサーになって人権についてのストーリーを入れてもらうとか、あるいは、NHKと協力して人権の特集の番組をつくるとか、何かいろいろな方法があると思うんですよ。だから、自分たちの枠、法務省って枠の中でやるのではなくて、もっと抜本的な、効果的な方法も検討されるといいのではないかなというふうに思います。

説明者（人権擁護局） 民間企業との連携で、啓発活動を行うことも取り組んでおりまして、例えば、吉本興業さんなんかと組みまして、吉本の演芸場のところでブースを作りまして、そこで啓発活動をやるというようなことも行っておりますし、また、映画会社と連携しまして、映画のポスターに人権の相談所の案内等を入れるというようなことも行っておりますので、そういった方面でも、民間との連携というところでも、今取組を進めているところでございます。

瀬戸委員 レビューシートや資料の中には書いていないですね。

説明者（人権擁護局） すみません。

瀬戸委員 あと、ぜひ海外各国の人権に対し、どのぐらいの予算で対応しているかということも、やはり自分たちがアクティビティを適正に行うために、把握しておいた方がいいですよ。ね。

説明者（人権擁護局） そうですね、御指摘ももっともだと思います。

官房長 井上委員、お願いします。

井上委員 ちょっと広報から離れて、いろいろな方面からこの人権擁護の制度の議論をされている方がいらっちゃって、その中の御意見の中に、擁護委員さんの権限がちょっと弱いのではないかというような御意見をお持ちの方もいらっしゃるようです。私自身は、余り重い責任、そういう方に負担をかけてしまうと、逆に成り手がなくなるような気がしますし、一方では、権限がないことによって、やはりやりがいがないということで、離れていってしまうようなケースも、両方あるのかなと思うんですが、その権限強化のあたりの法務省の検討状況ですか、そのあたりはどういうふうにお考えになっているのか、教えてもらえると有り難いと思います。

説明者（人権擁護局） 人権擁護委員の権限も含めて、救済制度の在り方というのは様々議論されてきたところもございまして、今、それを踏まえて当局内でもいろいろ検討を続けているという現状でございまして。

瀬戸委員 成果目標というのは難しいですよ、どういうふうを設定するのかというのは。何かいろいろ知恵を出していらっしゃるんですか。ここに書いた以上の何か成果目標というのか。

説明者（人権擁護局） なかなか、確かに人権の関係は数値で表すところが難しいところがありまして、啓発活動を行っても、心理的な変化云々等をどう捉えていくかというところは、なかなか数字で見えるところではございませんので、啓発活動等を行った際には、講演会を開きましたといったところで、そこで聞かれた方にアンケート等調査を取って聞いたりして、どれだけ効果があったかというのを測ったりしているところはございますけれども、全体的に何か指標を置いてというところで、非常に難しいところでもありますけれども、いろいろな、どのような方法があるかというところで、更に検討は加えたいとは思っているところでございます。

瀬戸委員 あと、こういう人権の活動をやるときに、毎年同じことをやるのではなくて、あるときには、ヘイトだとか、大震災の問題だとか、LGBTの問題とか、時代時代によって違いますよね。だから、毎年満遍なくやるのではなくて、例えば2か年計画で、今年はこのテーマを重点的にやるとか、そういう中長期の計画も必要ではないか、予算を重点配分するというか。

説明者（人権擁護局） 人権課題、17の人権課題というような置き方を当局の方ではしているところがございますけれども、毎年度、啓発に関しては重点取組事項というのを設けております。

瀬戸委員 今回の資料の中にあるのですか。

説明者（人権擁護局） すみません、そこにはちょっと触れておりませんでしたけれども、一定程度柱とする啓発活動、今年はこの点を力入れようというところは現場にも示しまして、外国人ですとか、LGBT、インターネット関係の人権侵害といったようなところを重点取

組事項として掲げて、地域地域に応じた啓発活動なり人権擁護活動を、それで構成するよう
にという指示は出しているところでございます。

瀬戸委員 だから、それが国民に伝わっていないのではないのでしょうかね。だから、国の方針
というか、国がここをちょっと重点的にやりたいというのが、役所内の文書でしかなくて、
国民に伝わってこないんですよ。

説明者（人権擁護局） そうですね。もう少し発信の方は考えてさせていただきたいと思っ
ます。

瀬戸委員 法務省がここを真剣に考えているということを示せば、国民一人一人の頭のどこか
に引っ掛かるのではないかなと思います。

説明者（人権擁護局） はい。

官房長 山田委員、お願いいたします。

山田委員 やはり、ボランティアで実費を渡すという、本当にこのままの制度で、それで、や
りがい搾取なわけではないですか、今ふうな言い方でしますと。やりがいがあるって、やっ
ぱり皆さんおっしゃっているから、制度が保っているだけであって、本当に、この制度が過
去70年続いてきましたけれども、本当にこのまま続くのかと。

あと、最初の説明を聞いたときには、任期が3年で2回までという話だったのが、実際、
現場視察の際に聞いてみたら、10年やっていますみたいな人がいて、どうやねんみたいな
ことがあったんですけれども、結局、なった人が辞められずにずっと長引いてという、これ、
多分制度疲労が本当に起きていると思うんですよ。このままの状態を進めていくと、非常
に危うい制度だなというのを感じていますが、その辺はいかがなんでしょうか。

説明者（人権擁護局） 確かに、高齢化している問題はございまして、若年層を人権擁護委員
にということで市町村には働き掛けを行っているところでございますけれども、なかなか現
実的には対応が難しいところがございまして、いずれにしろ若い方に来ていただくよ
うな形で人権擁護委員制度をPRしまして、委員の人材確保というところには努力してまい
りたいと考えているところでございます。

瀬戸委員 集計が終わりましたので、結果発表します。

いただいた代表的なコメントを紹介いたします。

国民周知にもっと力を入れるべき、学校教育におけるやはりPDCAサイクルを回す、そ
れから、認知度を高める、活動の認知度を高めるというようなお話がありました。これは、
先ほどの国民周知に力を入れるということと同じだと思います。あともう一つは、やはり企
業への人材協力の要請とか、あるいは専門家をもう少し利活用するとか、新しい社会課題に
ついての専門家の活用を積極的にやるべきだという意見がありました。

評価結果は、「事業全体の抜本的な改善」が2票で、それから、「事業内容の一部改善」
が4票でございます。票の方は分かれていますけれども、「一部改善」が多数というふうに
判断します。

本事業の評価結果（案）は、多数決で言いますと「事業内容の一部改善」、それから、コ
メントの方は、認知度を上げる、活動を周知徹底をするということ、2点目は、学校教育な
どと連携した活動のPDCAサイクルを確実に回す、それから3点目は、企業への人材協力
要請とか専門家の利活用を図るというコメントにしたいと思います。

この評価結果（案）及び取りまとめコメント（案）につきまして、委員の意見等をお聞か

せ願いたいのですが、いかがでしょうか。

フェルドマン委員 「事業全体の抜本的な改善」を選択した者として申し上げますけれども、プロセスはそろそろ崩壊してしまうのではないかと、すごい心配です。予算を使って、非常にいい結果、いい目的があると思えますけれども、崩壊したら本当に困るなどと思って、ちょっと危機感を持って「抜本的な改善」に入れました。

だから、これから事業計画を考えるときに、どうやってこのプロセスを守るかということです。IT化によって、これを保護しましょう、これを守るということを中心にして、企業計画とかそういうのをやっていかないと、4、5年間以内に崩壊してしまうのではないかって心配します。だから、そういう意味で「抜本的な改善」を選択しました。

山田委員 私も「抜本的な改善」なんですけれども、確かに、コメントの方に、「IT化への対応」というのは入れた方がいいのではないかなというのは思います。結局、IT対応が全然できていないから、認知度も上がらないし、若い人も知らないというのが、これ、つながっている話ですので、今後この制度を存続させるのであれば、IT化というのは多分避けて通れない道なのかなというのは申し上げます。

瀬戸委員 他によろしいでしょうか。

それでは、ただ今の議論を踏まえて、当初の案に修正を加えて、本事業の評価結果は、「事業内容の一部改善」。コメントとしましては、1点目は国民周知、認知度を上げる、2点目は、学校教育と連携したPDCAサイクルを回す、3点目は、専門家の活用、それから企業の人材協力要請及びIT技術を活用した方法を積極的に導入するという案にしたいと思えます。

よろしいでしょうか。

では、この案で正式な評価結果とします。

事業所管部局におかれては、今後、概算要求等に当たり、本結果を活用していただければ幸いです。

以上でございます。

官房長 ありがとうございます。

ただ今お示いただきましたとおり、「事業内容の一部改善」との評価結果をいただきました。この評価結果、取りまとめコメントなどを踏まえまして、人権擁護局においては概算要求に当たって議論の内容を適切に反映した事業の見直しを進めてもらいたいと思えます。

以上をもちまして、「人権擁護委員活動の実施」についての審議を終了といたしたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、本日の予定の議事はこれで終了いたしましたので、最後に政務官から一言お願いしたいと存じます。

大臣政務官 外部有識者の皆様方におかれましては、長時間にわたり大変有意義な御議論いただきまして、厚く御礼申し上げます。

検察システムについては、システムの課題、私どもも大変、なかなか内部にいる人間からすると分からない分野の指摘を御意見いただきまして、大変参考になりました。そういった御指摘を踏まえ、しっかりやっていきたいと思っております。

また、人権擁護局のPR方法についてでございますけれども、我々議員サイドといいましようか、政務側として、大臣、副大臣、政務官としても、やはり今後何らかの、事務方だけ

ではなくて、考えていかなければならないことかなというふうに思いましたので、そういった点を踏まえて、今後取り組んでいきたいと思っております。

本日いただいた評価結果につきましては、当省といたしましても、これを真摯に受け止め、予算執行等の見直しを図るとともに、今後の予算要求に向けて、より効率的かつ質の高い行政を実現するという観点から、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

外部有識者の皆様方におかれましては、今後も引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、御多忙の中、行政事業レビューに御参加いただきまして誠にありがとうございました。

官房長 それでは、これをもちまして、法務省行政事業レビュー公開プロセスを閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

—了—